



2026 年 10 月 29 日

各 位

上 場 会 社 名 **サニックスホールディングス**
代表者役職氏名 代表取締役社長 宗政 寛
(コード番号 4 6 5 1 東証スタンダード市場・福証)
問 い 合 せ 先 取締役
経営企画本部長 森口 俊彦
TEL 092-284-5072

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び当社子会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、本新株予約権を引き受ける者に対して、公正な評価額に基づき有償で発行するものであり、特に有利な条件による発行には該当しないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は各付与対象者が公正な評価額に基づく発行価額を負担した上で取得するものであり、付与対象者に対する報酬としてではなく、各付与対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、中期経営計画「SANIX VISION 2028」に基づき、連結売上高 49,900 百万円、連結営業利益 2,890 百万円及び ROIC 8.8%の達成を目標に掲げ、持株会社体制のもと、グループ全体の収益力向上、事業ポートフォリオの再構築及び資本効率の改善に取り組んでおります。本中期経営計画の実現及び中長期的な企業価値の向上を支えるインセンティブ制度として、当社及び当社グループ会社の経営を担う取締役の業績達成に対する意欲及び士気を一層向上させるとともに、株主の皆様との価値共有を促進することを目的として本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権は、付与対象者が自ら資金を拠出して取得する有償ストック・オプションであり、付与対象者が一定の投資リスクを負担する一方、当社グループの業績向上及び株価上昇による利益を株主の皆様と共有する仕組みとなっております。また、本新株予約権には、当社の中期経営計画における連結営業利益を基礎とする業績条件及び当社普通株式の株価に関する条件を設定し、それぞれの達成水準に応じて本新株予約権の全部又は一部を段階的に行使可能とする設計としております。

業績条件については、当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれについても、当社グループ全体の経営目標に対する共通の責任及びコミットメントを求める観点から、連結営業利益を共通の指標として用います。具体的には、2027 年 3 月期、2028 年 3 月期及び 2029 年 3 月期に係る連結営業利益の達成状況並びに当社普通株式の株価水準に応じて、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、所定の割合の個数を行使することができる設計としております。

さらに、本新株予約権の付与対象者と既存株主の皆様との株価変動リスクの共有を図る観点から、本新株予約権の割当日から権利行使期間の開始日の前日（2027年6月30日）までの間に、当社普通株式の終値の一定期間における平均値があらかじめ定める水準（行使価額の50%）を一度でも下回った場合、その後、残存する本新株予約権を行使することができなくなる旨の条件を設定しております。

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の総数は1,428,000株となります。これは、発行決議日時点の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数（47,803,815株）に対して、最大で約2.99%に相当する見込みです。

本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標及び株価に関する条件を満たした場合に限り、その全部又は一部の行使が可能となるものです。当該目標の達成は、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に資するものと認識していることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲であると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社サニックスホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の数

14,280個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,428,000株とし、下記4.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とします。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、金2,402円とします。

なお、当該金額は、当社及び本新株予約権の割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社 Stewart McLaren が、モンテカルロ・シミュレーションにより算出した評価額の通りに、決定いたしました。

当社は、当該評価額を踏まえ、本新株予約権の発行価額は公正な価額であり、特に有利な条件による発行には該当しないものと判断しております。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とします。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じです。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2026 年 10 月 28 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である金 229 円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 \div \text{分割又は併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \{ \text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} \div \text{新規発行前の 1 株当たり時価}) \} \div (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数})$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とします。また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができるものとします。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、2027 年 7 月 1 日から 2034 年 6 月 30 日までとします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とします。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を控除した額とします。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 業績条件・株価条件に基づく行使可能割合

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、連結営業利益と当社普通株式の株価について、下記（a）～（f）までに掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に定める割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて得た数を限度として、本新株予約権を行使することができるものとします。下記（a）～（f）までの複数の条件を満たす場合には、当該条件に定める行使可能割合のうち最も高い割合を適用するものとします。

「連結営業利益」とは 2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期までのいずれかの事業年度における連結営業利益をいい、「当社普通株式の株価」とは、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。連結営業利益に係る条件と株価に係る各号の条件は、それぞれいずれかの時点で一度でも満たされた場合は、その

後の連結営業利益又は株価の変動があったとしても、その後も満たされたものとして取り扱うものとします。

(a) 連結営業利益が 1,830 百万円 (※1) 以上かつ当社普通株式の株価が 300 円 (※2) 以上となった場合：行使可能割合 55%

(b) 連結営業利益が 2,030 百万円 (※1) 以上かつ当社普通株式の株価が 300 円 (※2) 以上となった場合：行使可能割合 65%

(c) 連結営業利益が 2,890 百万円 (※1) 以上かつ当社普通株式の株価が 300 円 (※2) 以上となった場合：行使可能割合 90%

(d) 連結営業利益が 1,830 百万円 (※1) 以上かつ当社普通株式の株価が 350 円 (※2) 以上となった場合：行使可能割合 65%

(e) 連結営業利益が 2,030 百万円 (※1) 以上かつ当社普通株式の株価が 350 円 (※2) 以上となった場合：行使可能割合 75%

(f) 連結営業利益が 2,890 百万円 (※1) 以上かつ当社普通株式の株価が 350 円 (※2) 以上となった場合：行使可能割合 100%

※1 1,830 百万円、2,030 百万円及び 2,890 百万円は、それぞれ当社の 2027 年 3 月期、2028 年 3 月期及び 2029 年 3 月期の予算における連結営業利益の額です。

※2 300 円及び 350 円は、2026 年 10 月 20 日の当社普通株式の終値 (226 円) から、それぞれ 30%強及び 50%強上昇した株価水準を目安として設定しております。

② 連結営業利益の判定

上記①における連結営業利益の判定は、対象事業年度 (2027 年 3 月期、2028 年 3 月期及び 2029 年 3 月期) に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同じ。) に記載された連結営業利益を参照して当社取締役会において行うものとします。当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、当該株式報酬費用の影響を排除した連結営業利益をもって判定するものとします。

なお、適用される会計基準の変更、決算期の変更、企業買収、事業譲渡、組織再編その他当社グループの業績に重大な影響を及ぼす事象が発生し、実績値をそのまま用いて判定することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で当該事象の影響を排除し、判定に用いる実績値を調整することができるものとします。

また、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社取締役会は、別途参照すべき指標又はその算定方法を定めることができるものとします。

③ 行使可能個数の計算

各新株予約権者が行使することができる本新株予約権の数は、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に上記①に基づき認められる行使可能割合を乗じて算出するものとします。行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

行使可能割合が従前適用されていた割合を上回ることとなった場合、新たに行使可能となる本新株予約権の数は、当該上回った後の行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数から、従前の行使可能割合に基づき行使可能となった本新株予約権の数を控除した数とします。また、新株予約権者は、既に行使した本新株予約権の数と累計して、上記①に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数を超えて、本新株予約権を行使することはできないものとします。

④ 株価下落時の行使不能条件

上記①から③までの規定にかかわらず、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の開始日の前日（2027年6月30日）までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（当日を含む連続した過去42取引日の終値平均値）が、行使価額の50%に相当する金額（1円未満の端数は切り上げるものとします。）を一度でも下回った場合、その後、新株予約権者は残存するすべての未行使の本新株予約権を行使することができないものとします。

⑤ 在籍条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

⑥ 相続規定

新株予約権者が死亡した場合、上記⑤の定めにかかわらず、その相続人のうち1名に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

⑦ 発行可能株式総数との関係

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合には、当該本新株予約権を行使することはできないものとします。

⑧ 1個未満の行使

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

⑨ その他

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

5. 新株予約権の割当日

2026年11月13日

6. 新株予約権の取得に関する事項

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割に係る分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について、株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）（ただし、下記（3）に定める取得事由が生じている場合を除きます。）、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

（2）新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、上記4.（6）に定める規定により本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

（3）次のいずれかに掲げる事由（以下「キャッシュアウト事由」といいます。）が生じた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その時点で残存する本新株予約権のうち、当該取得日において上記4.（6）に定める行使の条件を充足し行使することができる状態にあるもの（行使期間が開始していないことのみを理由として行使することができないものを含みます。以下「行使可能新株予約権」といいます。）の全部を、本新株予約権1個当たり「（公開買付価格－行使価額）×付与株式数」に相当する金銭（1円未満の端数は切り捨てるものとします。）を交付することにより取得することができるものとします。ただし、当該算式により算出される金額が0円以下となる場合には、当社は、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

① 当社の総株主の議決権の過半数の取得を目的とする公開買付け（当社の取締役等が公開買付者又はその関係者と合意のうえ実施する、いわゆるマネジメント・バイアウトとしての公開買付けを含みます。以下「本公開買付け」といいます。）について、当社取締役会が賛同その他これに準ずる意見を表

明し、かつ、本公開買付けが成立した場合

② 当社普通株式の全部（公開買付者及びその関係者が保有するものを除きます。）を取得することを目的として、特別支配株主による株式等売渡請求の承認、株式併合、当社が完全子会社となる株式交換その他これらに準ずる手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）について、当社取締役会の決議又は当社株主総会の承認がなされた場合

本号における「公開買付価格」とは、上記①の場合には、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（買付条件等の変更により当該価格が変更された場合には、変更後の価格）をいい、上記①に該当しない上記②の場合には、本スクイーズアウト手続において当社普通株式1株に対して交付される金銭の額（金銭以外の財産が交付される場合には、当該財産の公正な価額として当社取締役会が合理的に算定する金額）をいいます。また、上記4.（1）又は（2）に基づき付与株式数又は行使価額が調整された場合には、調整後の付与株式数及び行使価額を用いるものとします。本号に基づく取得は、行使期間の開始の有無にかかわらず行うことができるものとします。また、当社は、行使可能新株予約権以外の本新株予約権については、当該取得日をもって無償で取得することができるものとします。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数：新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとします。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類：再編対象会社の普通株式とします。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数：組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.

（1）に準じて決定するものとします。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.（2）に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

（5）新株予約権を行使することができる期間：上記4.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記4.（3）に定める行使期間の末日までとします。

（6）増加する資本金及び資本準備金に関する事項：上記4.（4）に準じて決定するものとします。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限：譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

（8）その他の新株予約権の行使の条件：上記4.（6）に準じて決定するものとします。

（9）新株予約権の取得事由及び条件：上記6に準じて決定するものとします。

（10）その他の条件：再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2026 年 12 月 11 日

10. 申込期日

2026 年 11 月 10 日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	4 名	7,780 個 (778,000 株)
当社子会社取締役	6 名	6,500 個 (650,000 株)
合計	10 名	14,280 個 (1,428,000 株)

なお、上記の人数及び個数は上限数又は予定数であり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、実際に割当てを受ける者の人数及び本新株予約権の数が減少することがあります。

以 上